#### ○島田市遊休不動産リノベーション応援事業補助金交付要綱

平成31年 3 月27日 告示第62号

(趣旨)

第1条 市長は、地域経済の活性化を図るため、中心市街地区域(島田市中心市街地活性化基本計画(市が中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条第10項の規定により認定を受けた同条第1項に規定する基本計画をいう。)において定められた中心市街地の区域をいう。以下同じ。)内の遊休不動産をリノベーション(改修により建物自体に新しい価値を創出することをいう。)により活用するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則(平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(令4告示62·一部改正)

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 遊休不動産 中心市街地区域内に存する空き店舗(現に2月以上事業の用に供されていない店舗、倉庫、事務所その他の事業の用に供するための施設をいう。) 又は空き家(居住を目的として建築され、現に2月以上居住がなされていない建築物をいう。)をいう。
  - (2) 改修 遊休不動産の内装及び外装の工事を行い、直ちに開業できる状態にする ことをいう。
  - (3) スタートアップ 新たな技術又はビジネスモデルを用いて事業活動を行う成長 意欲の高い企業のうち、当該事業活動が地域社会に革新をもたらし、又は地域課 題の解決に資すると市長が認めるものをいう。

(令2告示91・令4告示62・令6告示97・一部改正・)

(補助対象者)

- 第3条 補助の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する個人及び法人その他の団体とする。
  - (1) 中心市街地区域内の遊休不動産に新規に出店するもの

- (2) 中心市街地区域内の遊休不動産の改修をし、当該遊休不動産に新規に出店するものに貸与するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象者としない。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 2条第1項、第5項、第11項及び第13項に規定する営業を行おうとするもの
  - (2) フランチャイズチェーン方式による営業を行おうとするもの
  - (3) 前2号に規定するものに当該遊休不動産を貸与しようとするもの
  - (4) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社の場合であって、 資本金の額又は出資の総額が5,000万円を超えるもの
  - (5) 補助対象者が個人の場合にあってはその者に係る市税、市の汚水処理場の使用料、下水道使用料及び水道料(以下「市税等」という。)、保育所の保育料、国民健康保険税、介護保険料、市営住宅の家賃、子育て世代型住宅の家賃並びに学校給食費保護者負担金に、個人以外の場合にあってはそのものに係る市税等に滞納があるもの
  - (6) 出店に際し、現に中心市街地区域内で行っている事業を廃止するもの
  - (7) 開業に際し、必要な許認可、資格等を取得していないもの
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの (令2告示91・令3告示91・令4告示62・一部改正)

(補助対象事業)

- 第4条 補助の対象となる事業<u>(以下「補助対象事業」という。)</u>は、補助対象者が遊 休不動産を活用して実施する次の各号のいずれにも該当する事業とする。
  - (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に掲げるもののいずれかを店舗で営む事業であること。
    - ア 中分類56―各種商品小売業
    - イ 中分類57一織物・衣服・身の回り品小売業
    - ウ 中分類58―飲食料品小売業
    - 工 中分類59—機械器具小売業
    - オ 中分類60―その他の小売業

- カ 中分類75一宿泊業
- キ 中分類76一飲食店
- ク 中分類78-洗濯・理容・美容・浴場業
- ケ 中分類80一娯楽業
- コ 中分類81一学校教育
- サ 中分類82-その他の教育、学習支援
- (2) 遊休不動産を活用しようとする期間が3年以上の事業であること。
- (3) 週4日以上かつ午前10時から午後5時までの時間帯に3時間以上の営業を行う事業であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としない。
  - (1) この要綱に基づく補助金以外の補助金、助成金等の交付の対象である事業
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業 (令4告示62・令6告示97・一部改正)

(補助対象経費及び補助額)

- 第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、改修に係る工 事費とする。
- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、100万円(スタートアップ による出店にあっては、150万円)を限度とする。
- 3 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 補助金の交付は、一の補助対象者につき、1回とする。

(令6告示97·一部改正)

(交付の申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ規則第13条第1号アに規 定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならな い。
  - (1) 事業計画書(様式第1号)
  - (2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書
  - (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
  - (4) 賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し(賃貸借契約又は使用貸借契約を締結

する場合に限る。)

- (5) 登記事項証明書又はこれに準ずる書類(補助対象者が個人の場合を除く。)
- (6) 新規に出店する店舗の位置図
- (7) 改修に係る図面及び改修前の店舗の写真
- (8) 遊休不動産リノベーション応援事業補助金の交付申請に係る誓約書兼同意書 (様式第2号)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (令6告示97・一部改正)

(交付の条件)

- 第7条 規則第5条第1項第1号の市長が別に定める要件は、補助対象経費の額の20 パーセントを超える額の変更をしようとすることとする。
- 2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助金の交付を受けた日から起算して3年間は、補助金の交付を受けた事業を 継続しなればならないこと。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
  - (2) 補助金の交付を受けた日から起算して3年間は、市長から求めがあった場合は、 当該事業に関する書類を提出しなければならないこと。
  - (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後3年間保管しておかなければならないこと。
  - (4) 補助対象事業により効用の増加した財産については、補助金の交付を受けた日から起算して3年間は、市長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
  - (5) 市長の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部を市に納付させることがあること。
  - (6) 補助対象事業により効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後に おいても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図 らなければならないこと。

(令6告示97·一部改正)

(交付決定の通知)

- 第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をしたものに通知するものとする。 (変更の承認)
- 第9条 補助金の交付の決定を受けたものが第7条第1項に規定する変更をしようと するときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる 書類(当該変更に係るものに限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 変更事業計画書(別記様式)
  - (2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるとき は、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請をしたも のに通知するものとする。

(実績報告)

- 第10条 補助金の交付の決定を受けたものは、補助対象事業の完了の日から起算して 30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月 10日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げ る書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業実績書(別記様式)
  - (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
  - (3) 改修後の店舗の写真
  - (4) 補助対象経費に係る領収書等の写し
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付確定の通知)

第11条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金 交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けたものに通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の交付の確定を受けたものが補助金を請求しようとするときは、前条 に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限の期間)

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第91号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島田市遊休不動産リノベーション応援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月31日告示第91号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月28日告示第62号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第97号) この告示は、令和6年4月1日から施行する。

# 様式第1号 (第6条、第9条、第10条関係)

(表)

# 事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

店舗	の概要	要								
店	舗		名	称						
店	舗	所	在	地						
所	有	者	氏	名						
所	有	者	住	所						
店	舗		面	積					m²	
賃		借		料					円/月	
営業	<b>業終</b> 了	後	経過其	期間						
事業	の概	要								
新力	見出力	店召	大表者	名						
新規	見出店	代	表者信	主所						
開	業(	予	定 )	日			年	月	日	
事	業		目	的						
事	業		内	容						
業				種						
店	舗の	従	業員	数				人		
来丿	吉者	数	(見辺	<u>.</u> )				人/月		
営業	<b>Ě時間</b>	月及	び定体	木日	営業時間 定休日	時 曜日	分か	16	時	分まで

資本金の額
-------

# (裏)

# 経営計画及び資金計画

(単位 千円)

							1年	後		2年	 後		3年	後
						(	年	月期)	(	年	月期)	(	年	月期)
	売		上		高									
	金	融機	製	借 入	額									
収	そ		の		他									
入														
	合	計	(	1	)									
	仕		入		高									
	販	売	費	及	び									
	_	般	管	理	費									
			店舗	甫賃借	料									
			人	件	費									
			金	融 機	関									
支			返	済	額									
出			そ	の	他									
	設	備	投	資	費									
	そ		の		他									
	合	計	(	2	)									
差引額(①-②)														

別記様式(第6条、第9条、第10条関係) (令2告示91・一部改正)

#### 様式第2号(その1) (第6条関係)

遊休不動産リノベーション応援事業補助金の交付申請に係る誓約書兼同意書 (個人事業主用)

遊休不動産リノベーション応援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

#### 誓約事項

- 1 補助金の交付を受けた日から起算して3年間は、補助金の交付を受けた事業を継続します。
- 2 補助対象事業により効用の増加した財産については、補助金の交付を受けた 日から起算して3年間は、市長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使 用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しません。
- 3 上記の誓約事項に違反し、又は申請内容について事実と異なることが明らかとなったときは、市長の指示に従い、交付を受けた補助金を直ちに返還します。

### 同意事項

遊休不動産リノベーション応援事業補助金の交付申請に当たり、下記の事項について、担当職員が関係機関に照会することに同意します。

記

- 1 市税の納付状況
- 2 市の汚水処理場の使用料の納付状況
- 3 下水道使用料及び水道料の納付状況
- 4 保育所の保育料の納付状況
- 5 国民健康保険税の納付状況
- 6 介護保険料の納付状況
- 7 市営住宅の家賃の納付状況
- 8 子育て世代型住宅の家賃の納付状況
- 9 学校給食費保護者負担金の納付状況

年 月 日

島田市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

### 様式第2号(その2) (第6条関係)

遊休不動産リノベーション応援事業補助金の交付申請に係る誓約書兼同意書 (法人用)

遊休不動産リノベーション応援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

#### 誓約事項

- 1 補助金の交付を受けた日から起算して3年間は、補助金の交付を受けた事業を継続します。
- 2 補助対象事業により効用の増加した財産については、補助金の交付を受けた 日から起算して3年間は、市長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使 用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しません。
- 3 上記の誓約事項に違反し、又は申請内容について事実と異なることが明らかとなったときは、市長の指示に従い、交付を受けた補助金を直ちに返還します。

#### 同意事項

遊休不動産リノベーション応援事業補助金の交付申請に当たり、下記の事項について、担当職員が関係機関に照会することに同意します。

記

- 1 市税の納付状況
- 2 市の汚水処理場の使用料の納付状況
- 3 下水道使用料及び水道料の納付状況

年 月 日

島田市長

所 在 地

名 称

申請者

11/9

代表者の氏名

(印)

電 話 番 号

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 この告示による改正後の島田市遊休不動産リノベーション応援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。